

関東地方整備局における 『最近の取り組み』及び『安全対策の取り組み』について

令和6年6月26日

企画部 技術調査課

関東地方整備局における『最近の取り組み』について

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

1. 他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

2. 工事、業務における現場環境改善

- ・勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

3. 受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・土木工事電子書類**スリム化ガイドの更新**、受発注者への周知徹底
- ・工事検査は「**書類限定検査**」（44→10種類）を標準化
- ・国と自治体の**工事関係書類統一化の展開** 等

4. 時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

5. 移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間**を考慮した**歩掛の見直し**

1. 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R 6年度より月単位の週休2日を推進
※関東地方整備局では、令和6年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休2日を実施
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



※関東地方整備局運用

令和3年度から全ての工事で、原則発注者指定の週休2日を実施

令和6年度から全ての工事で、原則発注者指定の月単位の週休2日を実施

※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

2. 工事及び業務における現場環境改善～ウィークリースタンスの取組～

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**
- 標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」「**会議・打合せに関すること**」「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

【各地方整備局の取組事例】

- ・マンデー・ノーピリオド：月曜日を依頼の期限日としない
- ・ウェンズデー・ホーム：水曜日は定時の帰宅を心掛ける
- ・フライデー・ノーリクエスト：土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない
- ・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング：昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- ・イブニング・ノーリクエスト：定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
- ※フォローアップ：業務完了後、2週間以内実施状況報告を技術管理課へ報告

など

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施し**、取組を実施すること。

3. 受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

～「土木工事電子書類スリム化ガイド」の更新・周知徹底～

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.3.0)」のポイント

■目的

・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

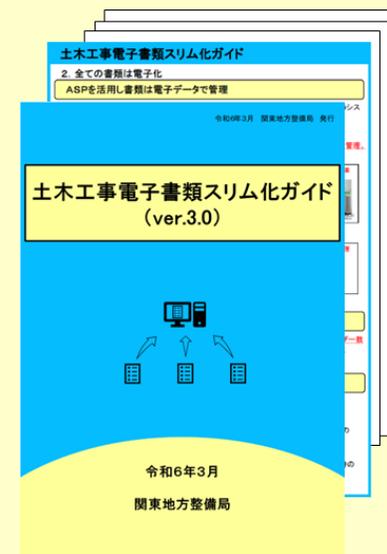
・令和6年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

■バージョンアップのポイント

- ✓ 発注者側の誤った指摘事例と、本来の適切な対応を記載。
- ✓ 設計変更に係る協議資料や設計審査会資料として、多数の詳細図面や写真等による説明が行われている実態から、説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料を削減可能な旨を追記。
- ✓ 書類作成に係る土日・深夜勤務等の抑制のためウィークリースタンスを追記。
- ✓ その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。

■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓ 目的・適用・・・受注者が書類提出時に、スリム化ガイドで提出不要としている書類を抜いて再提出させられているなど負担が生じていることから、受注者の意思で提出された場合は受領を妨げない旨を追記。
- ✓ 施工体制台帳・・・添付が不要な書類の一部明確化。
- ✓ 工事検査・・・書類限定検査(検査に必要な書類は10種類のみ)の標準化。
- ✓ 週間工程表【新規】・・・様式の指定が必要な場合は作業の手戻りとならないよう事前に行う旨を追記。



工事検査は「書類限定検査」を標準とし、10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- 10種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知前に受注者に通知すること。

【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について実施。

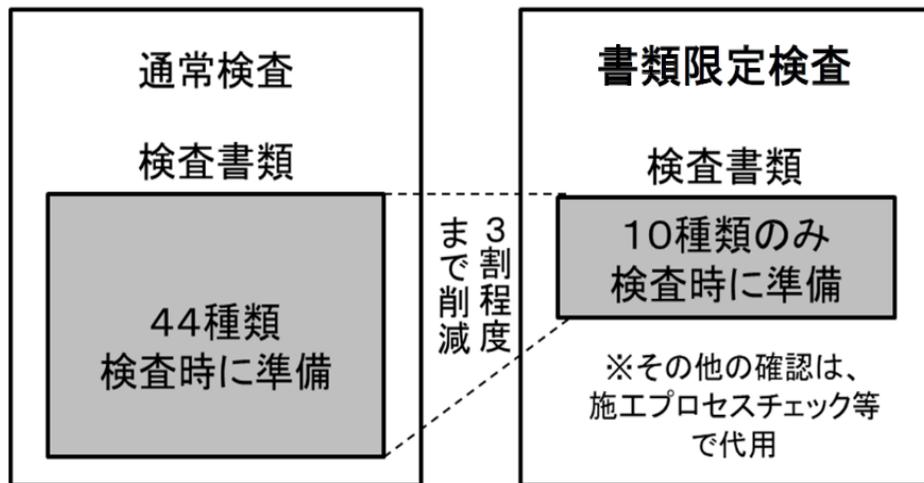
※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

① 施工計画書	⑥ 品質規格証明資料
② 施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦ 出来形管理図表
③ 工事打合せ簿 (協議)	⑧ 品質管理図表
④ 工事打合せ簿 (承諾)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿 (提出)	⑩ 工事写真



書類限定検査のイメージ

■ 書面検査

本局会議室



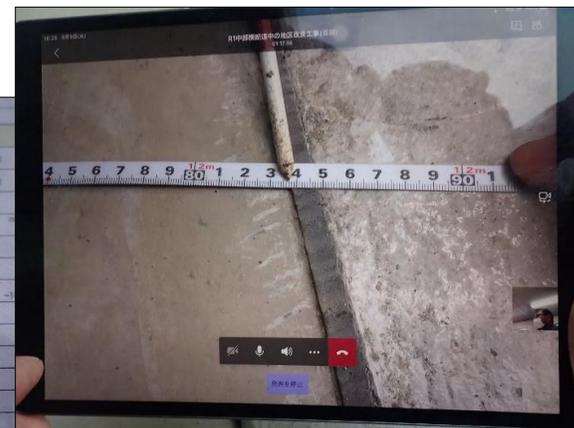
■ 書面検査

- 情報共有システム(ASP)に登録されている工事書類は、WebTV会議システムの機能等を活用して内容を確認。
- 紙のみの書類は、Webカメラ等により撮影して提示。

■ 現地検査

- タブレットカメラの映像やスマートグラスによる目線映像をリアルタイムで確認。

■ 実地検査



3. 受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

～国及び自治体の工事関係書類統一化の展開～

- 関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 埼玉県との調整結果を基に、今後、管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図る。



令和6年3月26日
国土交通省関東地方整備局
企画部

埼玉県との工事関係書類に関する記載内容の統一化について

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局では、土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、関東地方整備局で運用している「工事関係書類の標準様式」をベースとした、国・自治体間の「記載内容の統一化」を行うべく、管内各都県及び政令市との調整を進めているところです。

今年度は、埼玉県をモデルケースとして具体的な調整を行い、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

【工事関係書類の統一化のポイント】

- 関東地方整備局及び埼玉県との「記載内容の統一化」の対象書類として26書類選定し、うち、以下の考え方に基づき24書類（92%）の統一化を実施しました。
- 受注者で記載が必要な内容を統一化するものとし、様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない。
- 埼玉県で様式を定めていないもの（任意様式）は、国様式でも提出可とし、統一化済みとみなす。

【工事書類の統一様式ファイルの作成】

工事書類への入力作業の省力化のため、工事書類の統一様式ファイル（Excel形式）を作成しました。関東地方整備局及び埼玉県の標準様式の確認、比較が可能なおことに加え、工事名や契約日等の基本情報を入力することで国県様式へ自動で反映されます。

今後、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

※「工事関係書類の標準様式」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 積算・入札・契約・総合評価 > 共通仕様書

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

技術調査課 課長 佐藤 潤（さとう じゅん）（内線：3251）

技術調査課 課長補佐 伊藤 仁（いとう ひとし）（内線：3252）

国・埼玉県で統一化が完了した様式

統一化の対象書類：26書類
統一化の完了書類：24書類（92%）

様式-1	様式-2	様式-3	様式-4	様式-5	様式-6	様式-7	様式-9	様式-10	様式-11	様式-12	様式-13	様式-14	様式-15	様式-16	様式-17	様式-18	様式-19
現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	請負代金内訳書	工程表、変更工程表	建設業退職金共済制度の掛金取納書	請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金）、請求内訳書（部分払、国債部分払、指定部分払）	VE提案書（契約後VE時）	品質証明員通知書	工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知）	材料確認書	段階確認書	確認・立会依頼書	工事事故速報	工事履行報告書	認定請求書	指定部分完成通知書	指定部分引渡書	工事出来高内訳書	請負工事既済部分検査請求書
△	○	○	△	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○

様式-21	様式-22	様式-23	様式-24	様式-25	様式-26	様式-27	様式-28	様式-29	様式-30	様式-31	様式-32	様式-33	様式-34
修補完了届	部分使用承諾書	工期延期届	支給品受領書	支給品精算書	建設機械使用実績報告書	建設機械借用・返納書	現場発生品調査書	完成通知書	引渡書	出来形管理図表	品質管理図表	品質証明書	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）
-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○

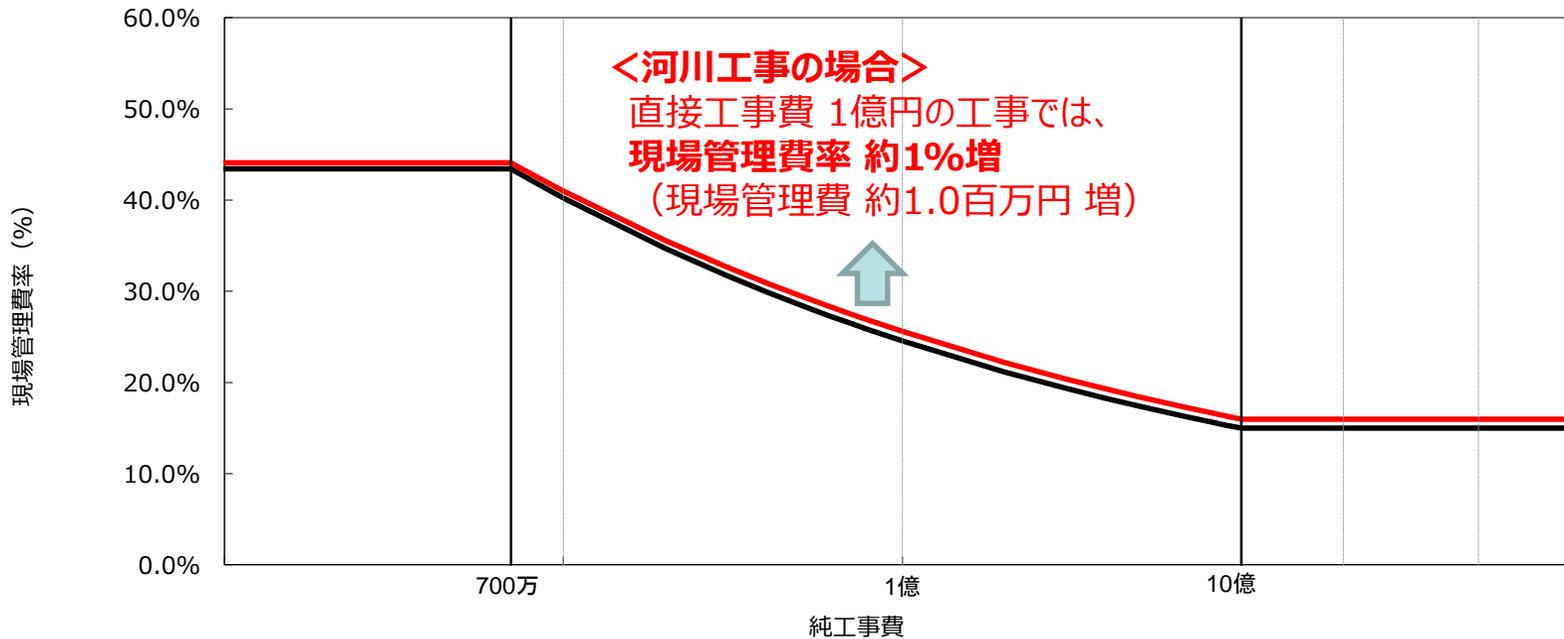
【凡例】
○：統一化完了（R6.3）
△：統一化に向け引き続き調整
-：県では作成義務無し

26書類

4. 時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



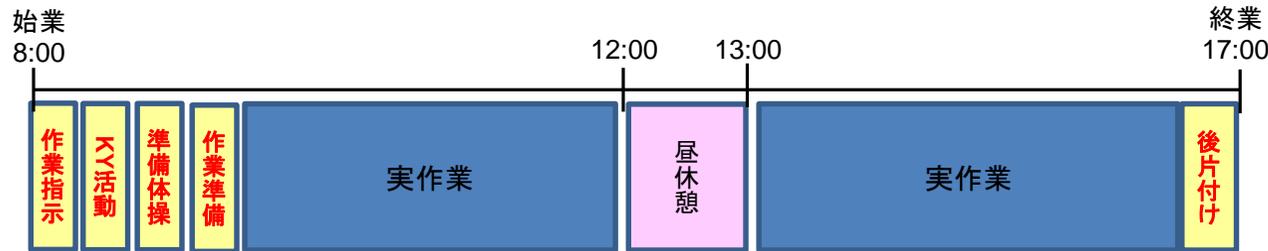
【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

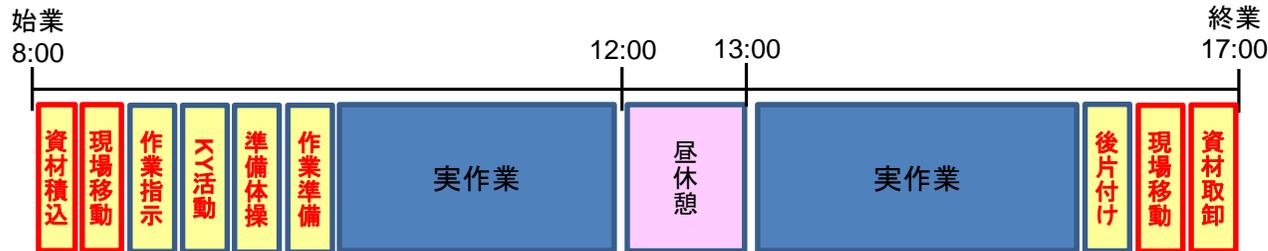
5. 移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 27 工種の分析に反映

■ 従前の調査



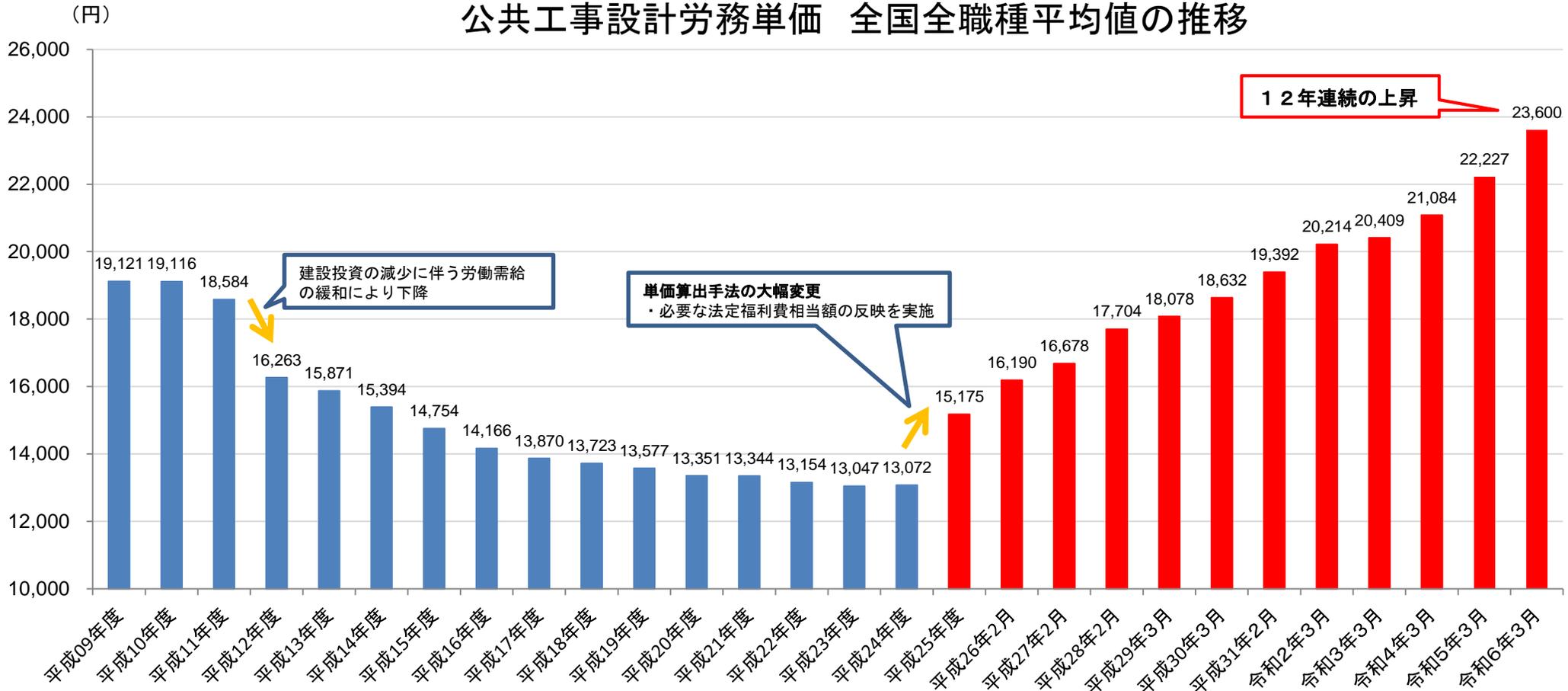
■ R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 11 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R6 年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・場所打擁壁工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バックホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・現場取卸工
- ・踏掛版設置工
- ・グラウトホール工

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

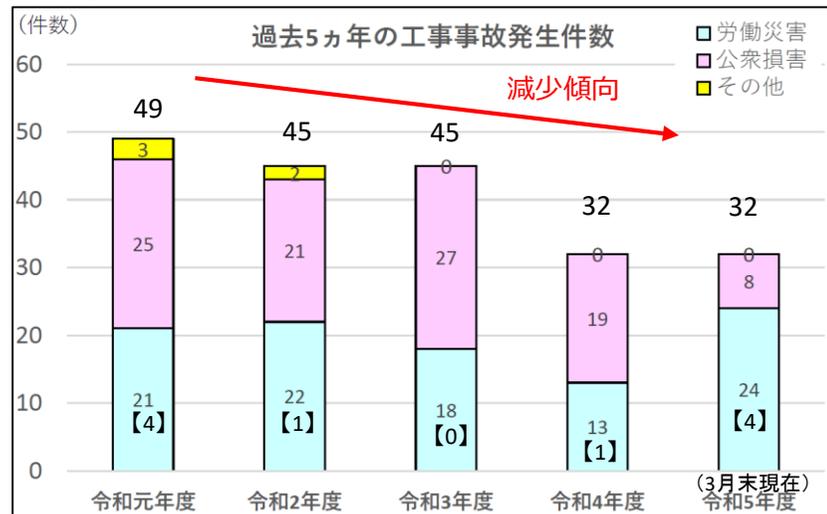
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

関東地方整備局における『安全対策の取り組み』について

関東地方整備局 令和6年度重点的安全対策（概要版）

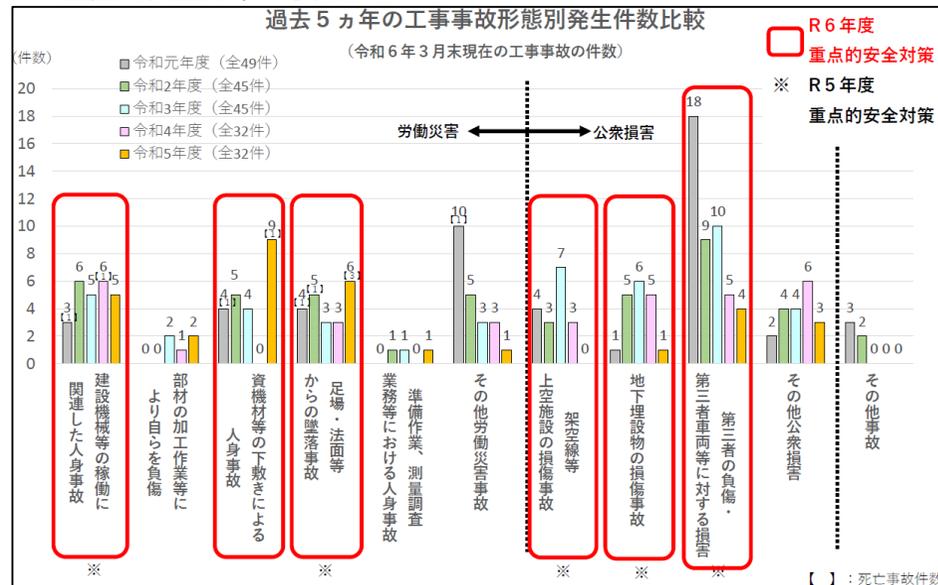
1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。平成27年度以降、工事事故は減少傾向にあります。令和5年度は死亡事故が4件発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和6年度の重点的安全対策の事故形態とします。



3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R5発生割合 0% 0件/32件) ※過去3カ年発生割合 9% 10件/109件

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R5発生割合 16% 5件/32件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R5発生割合 28% 9件/32件 ※死亡事故1件)

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R5発生割合 19% 6件/32件 ※死亡事故3件)

V. 地下埋設物の損傷事故防止

(R5発生割合 3% 1件/32件)

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

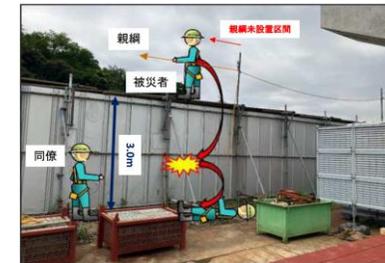
(R5発生割合 13% 4件/32件)

4. 令和6年度の重点的安全対策のポイント

令和5年度は足場・法面等からの墜落・転落による死亡事故が3件発生しています。墜落・転落事故の中には、墜落制止用器具（安全帯）を使用していたものの、その掛替え時に墜落・転落した事案もある事から、足場の組立て等作業時における「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」について、令和6年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



橋梁の下部工検査路設置作業中、作業員1名が転落し死亡が確認された事案



未結束の足場板上を歩行し、足元の足場板が傾斜したことによりバランスを崩し、地上へ墜落した事案

関東地方整備局 令和6年度重点的安全対策（概要版）

重点的安全対策として実施すべき主な内容

※赤字は令和6年度に追加した内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

①事前確認及び周知・指導の徹底

- 種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。

②目印表示等の設置

- 架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。

③適切な誘導

- 誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。

④アーム・荷台等は下げて移動

- 必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

【架空線対策】



II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①適切な施工機械の選定及び使用

- 適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

②誘導員の配置

- 誘導員を適正に配置する。

③作業員に対する作業方法の周知

- 必要な作業手順を周知徹底する。

④点検・清掃時の安全確保

- 点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底

- 現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。

②現場条件に応じた措置の実施

- 現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

③飛来落下等の防止対策の徹底

- 防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- 物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- 作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

VII. 事故防止

①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

③作業員に対する安全教育

④適正な工程管理

⑤交通安全管理

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

①作業方法及び順序の周知

- 墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

②墜落防止設備の設置、使用

- 親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- 特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。

【墜落制止用器具の使用】



③安全通路の設定、周知徹底

- 作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

①事前調査、試掘の実施

- 作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- 試掘は作業手順書を作成し実施する。
- 作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

【試掘による確認】



②目印表示、作業員への周知

- 目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③監視員の配置

- 必要に応じて監視員を配置する。

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

①適切な交通誘導

- 交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

②交通関係法令の遵守

- 交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③運搬物の安定性の確保

- 積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

安全対策の取り組み

■ 工事事故防止強化月間(11月)

○ 目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組みを強化することにより、安全意識を高め、工事事故を防止することを目的

○ 対象期間

11月1日～11月30日

○ 実施内容

① 安全協議会等の開催

- ・「重点的安全対策」等を説明し、周知徹底
- ・外部機関等を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する
- ・低入札工事の現場については、パトロール等を重点的に実施

③ 啓発活動

- ・「重点的安全対策」の啓発
- ・工事事故事例集(本局作成)を工事関係者に配布



施工業者の対策事例発表

国土交通省 関東地方整備局

令和5年度 工事事故防止強化月間

実施期間：令和5年11月1日～11月30日

取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、パトロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事故発生状況

令和5年10月末時点16件(速報値)

(令和4年10月末時点22件)

TOPICS

- ◆ 工事事故発生件数は対前年度比で6件減少
- ◆ 工事・業務関係者が死亡する重大事故が2件発生
- ◆ 「建設機械等の稼働に関連した人身事故」「資機材等の落下や下敷きによる負傷事故」「足場・法面等からの墜落事故」が多発している状況

ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index0000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)

工事着手前に 是非一度ご覧下さい。

関東地方整備局ホームページでは管内にて発生した工事事故の事例を掲載しています。

工事事故事例について：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000014.html>

[国土交通省関東地方整備局ホームページ > 技術情報 > 工事の安全対策]

参考資料

工事事故 事例集

令和4年4月から令和6年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

 関東地方整備局 企画部 技術調査課

【事故事例】バックホウが残土置き場天端から転落し、オペレーターが負傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和5年8月28日	気象条件	曇り
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要 労働災害 - 建設機械の稼働に関連した負傷

・残土置き場上部にて掘削残土の整地作業を行っていたバックホウが、後進した際に天端から約7.0m転落し、オペレーターが負傷した事故。

■事故発生状況



■発生要因

- オペレーターは、後方の平場に余裕があると思込み、後方確認を怠ったままバックホウを後進させた。
- 監視員の配置や注意喚起標識等、法界への接近、転落防止のための安全対策がなされていない。

■再発防止策

- バックホウの後進操作は禁止とし、移動の際は後退後、前進状態にすることを徹底する。
- 整地完了箇所には順次、法界より2m以上離れた位置にカラーコーンを設置し、法界接近防止の注意喚起を図る。

発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

問合せ：国土交通省関東地方整備局 企画部技術調査課安全施工担当(TEL:048-600-1332)

重点的安全対策

令和6年度 重点的安全対策 (令和6年3月策定)

(令和6年度新規・変更...)

工事事務を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。

また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事務防止に努めることとする。

令和5年度(2月末現在)の工事事務発生件数は昨年度同月末の件数と比較して増加となっているが、**発動災害が昨年度13件に対し23件と1.7倍と増加し、「資機材等の下敷きによる人身事故」が1件、「足場・法面等からの墜落事故」が3件、食料又は水の取扱い事故が発生し、家畜または状況である。**事故の発生原因として、重点的安全対策として定めている、基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「**工事事務防止の重点的安全対策として実施すべき内容**」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

工事事務発生状況

令和5年度 関東地方整備局管内工事事務(速報)の情報提供について

工事の安全管理には、日頃から万全を期して実施いただいているところですが、現在の工事事務(速報)についてお知らせ致します。

●工事事務発生状況(令和6年3月31日現在速報値)

1. 月報工事事務発生件数(R6.3.1~3.31)	1件
2. 令和5年度累計工事事務発生件数	32件 (前年同月累計発生件数)
3. 令和5年度累計死亡者数・負傷者数 (令和5年度の死亡者2人、負傷者数は17人)	死亡者数 4人 負傷者数 20人

※上記速報値は、審査の結果「不問」扱い、後日変更となる場合があります。

●工事事務発生件数の推移

令和5年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発生件数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	32

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

工事の安全対策

重点的安全対策

令和6年度 工事事務防止「重点的安全対策」[PDF:7.8MB]
【開版重点】 <令和6年3月策定>

工事事務事例及び発生状況

工事事務事例

工事事務発生状況(速報値)

工事事務防止強化月間

令和5年度 工事事務防止強化月間(11月)[PDF:109KB]

「工事事務防止強化月間」チラシ(R5.10末時点)[PDF:113KB]

工事事務の現状と対策について(R5.10末時点)[PDF:2.5MB]

セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検

セーフティサポートニュース Vol.17(R6.4)[PDF:554KB]

セーフティサポートニュース Vol.16(R5.12)[PDF:1.4MB]

セーフティサポートニュース Vol.15(R5.10)[PDF:826KB]

セーフティサポートニュース Vol.14(R5.4)[PDF:564KB]

◆過去のセーフティサポートニュース

関東地方整備局ホームページ「工事の安全対策」コンテンツでは、重点的安全対策や工事事務の発生状況、管内で発生した工事事務の事例や再発防止対策などを紹介しています。各工事現場における安全対策の立案や、安全教育の素材としてご活用ください。

工事事務防止強化月間

国土交通省 関東地方整備局

令和5年度 工事事務防止強化月間
実施期間：令和5年11月1日～11月30日

取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、ハトロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事務発生状況
令和5年10月末時点16件(速報値)
(令和4年10月末時点2件)

- TOPICS
- 工事事務発生件数は対前年度比で6件減少
 - 工事・業務関係者が死亡する重大事故が2件発生
 - 「建設機械等の稼働に関連した人身事故」
 - 「資機材等の落下や下敷きによる負傷事故」
 - 「足場・法面等からの墜落事故」が多発している状況

ホームページでは工事事務の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当
☎048-600-1332 (ダイヤルイン)

工事事務 事例集

参考資料

工事事務 事例集

令和4年4月から令和6年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

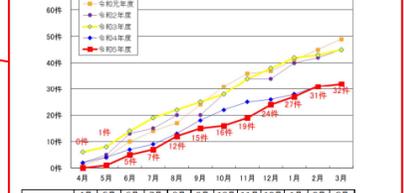
関東地方整備局 企画部 技術調査課

セーフティサポートニュース

SAFETY SUPPORT NEWS

- Contents
- 令和5年度工事事務発生状況(速報値)
 - 令和6年度重点的安全対策について

過去5年間の工事事務発生状況(令和5年度は速報値)



令和5年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発生件数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	32

TOPICS

- 関東地方整備局発注工事における、令和5年度の累計工事事務発生件数は32件(速報値)となり、前年の工事事務発生状況は減少傾向にあります。
- 一方で、令和5年度は「業務関係者が死亡する重大事故が2件発生しており、引き続き工事事務防止に向けた取組が必要です。

【URL】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>